

## 「卸売業、小売業で設定する生産物分類について」

卸売業、小売業で設定する生産物分類については、「生産物分類策定の基本的な考え方」（平成 29 年 10 月 25 日）及び第 21 回研究会における資料 2-3「財分野の検討の進め方について（方向性）」の内容を踏まえ、以下の内容に基づいて作成・検討を行うこととする。

### 1. 分類原案の作成方法

- (1) 分類原案の作成においては、「サービス分野における生産物分類」（平成 31 年 4 月 25 日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び第 21 回研究会以降、検討が行われている財分野の生産物分類との整合性を確保する。
- (2) (1)を前提として、「統合分類」及び「詳細分類」の設定、「内容例示」の記載内容については、次のとおり検討を行うこととする。
  - ① 「統合分類」の設定については、「経済センサス-活動調査」の卸売業・小売業における「商品分類一覧」の項目に基づいて検討を行う。
  - ② 「詳細分類」の設定及び「品目例示」の内容については、「経済センサス-活動調査」の卸売業、小売業における商品分類の内容例示に基づいて検討を行う。加えて、「平成 26 年商業統計調査」の商品分類及び既存統計調査の商品分類・品目分類の内容についても参考とする。
  - ③ 国際比較可能性の観点から NAPCS、CPA 等の国際分類、調査客体における回答可能性の観点から業界団体による自主統計の商品分類の内容についても考慮する。
  - ④ 副業については、総務省事務局で実施の委託研究事業「令和元年度 生産物分類の構築に関する調査研究結果」の結果に基づき設定する。

### 2. 分類原案作成において参考とする統計調査

- ① 商業統計調査（平成 26 年調査）
- ② 既存の統計調査  
（商業動態統計調査、家計調査、産業連関構造調査（商業マージン調査）など）
- ③ 業界自主統計における商品分類・品目分類

### 3. 分類原案作成に先立ち検討すべき論点

S U T 体系との統合的な生産物分類の提供の観点及び生産物分類の基本的視点である「用途の類似性」、「需要先の相違」、「代替性」の観点から、卸売業、小売業における分類原案の作成に先立って検討が必要な論点については以下のとおりである。

- (1) 財分野の生産物分類との整合性について。
- (2) 販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”に係る取扱いの必要性について。
- (3) 「再生資源」（卸売）、「中古品」（小売）の区分の必要性について。
- (4) 「製造小売」の取扱いについて。